

特命随意契約理由書

件 名	保田臨海学校運営業務✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託✓その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千葉県保田海岸で実施する臨海学校の開催にあたり、児童・引率等が宿泊し、食事の提供を受けるため施設を借上げ、参加児童が安全に遊泳を行うための事業の運営補助を委託する。
選 定 理 由	本事業の実施施設については、海水の環境状況が良好である7月20日から7月31日頃までの間に学校利用ができる施設であることや、児童の安全の確保と事業の円滑な運営を確保するために以下の条件を満たす施設であることが必要である。 ①100名以上の宿泊が可能な施設であること。 ②学校の受入実績があり、食堂・浴室・学習スペース等が十分確保できること。 宿泊規模及び客単価の水準以内で、以上の条件を満たす施設は、サンセットブリーズ保田に特定される。 このため、当施設を運営する下記事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	名 称：株式会社 R. project✓ 所在地：千葉県安房郡鋸南町大六1032
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日✓
※ 契約金額	9835880✓ 円（消費税を含む） ※総単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで
担 当 課	子ども部学務課✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

5/5

件 名	はぐくみ千代田接続に係る通信環境整備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件の み)	
概 要	本業務は、千代田区全庁 LAN 端末からはぐくみ千代田への安全な接続を実現することを目的とし、はぐくみ千代田へのローカルブレイクアウト通信を実現するものとする。 はぐくみ千代田は、Azure 環境にサーバが構築されている。はぐくみ千代田は発達支援を目的としたシステムであり、千代田区住民ポータルサイトや校務支援システム等の連携が想定され、通信の機密性および完全性を確保したセキュアな閉域接続できる環境を整備する設定作業等を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 全庁 LANファイアウォールの設定業務は、全庁LANシステムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にある。そのため、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：NTT 東日本株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 6 日
※ 契約金額	7,645,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

特命随意契約理由書

件 名	神保町地域における駐車場地域ルール策定検討業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田神保町地域（以下、「当地域」という。）は、日本最大級の規模をもつ古書店街として知られ、書店や出版社が集積する文化のまちが形成されてきた。まちの各所には個性的な飲食店や喫茶店が多く建ち並び、当地域独自のまちの個性を活かしつつ、賑わいにあふれたまちを目指している。一方で老朽化建物が多くなか、規模の小さい敷地が多く、生業の継続等の理由から建物の機能更新が進まない課題を抱えている。 本業務は、当地域におけるまちの魅力を存続しながら更新していくためのまちづくり検討を踏まえた駐車場地域ルールの検討及び駐車場地域ルール策定に係る打合せや協議会等開催に伴う資料作成や円滑な運営の補助を目的とするものである。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和8年3月23日付 7千環地ま発第63号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 <u>首都圏本社</u> 住 所 千代田区神田錦町三丁目22番地
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 9 日
※ 契約金額	9,995,177 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

639

件 名	九段中等教育学校校務用端末の機密情報の漏洩防止及び監視業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	Google ドライブにおいて、パソコン版ドライブのアプリケーションを用いることで、PC 端末のローカルにファイルがダウンロードされることへの対策を行う。「SKYSEA Client View Cloud Edition (S1H)」を導入し、PC 端末のローカルにダウンロードされたファイルの外部漏洩の防止・監視が可能なサービスを導入する。／
選 定 理 由	下記業者は、校務支援システムにおいて教職員端末の納入・構築および運用保守委託業務を行っている。教職員端末へのインストールに関する権限は下記業者だけが持っているため、機密情報のセキュリティ対策の観点から契約の相手先として指定する。
契約の相手方	名称 テクマトリックス株式会社 住所 東京都港区港南一丁目2番70号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 20 日
※ 契約金額	2027,520 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	スタートアップデータベース提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区の実施する産業振興施策を実施するに際して施策実施のための現状把握と施策の効果測定のためスタートアップを中心とした区内中小企業のデータベースを参照できる環境を整備する。
選 定 理 由	本業務の実施に必要なデータベースは以下①から⑦までの要素を満たしていることが必要である。 ①基礎自治体単位で事業所の本社所在を基準とした検索が可能（千代田区内企業だけをフィルタにより抽出可能） ②産業区分だけでなくより詳しい事業内容や任意のキーワードによる検索が可能 ③データベースの網羅性と信頼性が高く、十分なサンプル数が確保されている（業界最大規模の2.7万社） ④データの更新頻度が高いこと（スタートアップ事業者は短期的な成長を目指す事業者が多く、国が行っている経済センサスのような数年ごとに更新される統計データでは不十分である） ⑤多角的な視点からの情報源を基にした定性的な評価を有していること（本データベースの契約にはサービス提供者が運営する NewsPicks の有料アカウントが付帯されており、メディア媒体からの定性的なアプローチにて最新のスタートアップ企業の情報取得可能） ⑥データベースの閲覧だけでなく、閲覧データをどう施策に生かし、どう評価していくがといった実務に関して、区の職員へのサポート体制が充実していること ⑦信頼性の担保という観点から他行政・公的機関における十分な実績がある これらすべてを兼ね備えているデータベースは下記事業者が提供するサービスが唯一であることから下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ユーザベース 住 所 東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル1階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 24 日
※ 契約金額	1,518,000 円（消費税を含む）

契 約 期 間	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特 命 随 意 契 約 理 由 書

件 名	昌平童夢館 吸収冷温水機のオーバーホール
種 類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品 (委託、その他)
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	昌平童夢館における吸収冷温水機2台のオーバーホールを行う。
選 定 理 由	製造者固有の機器に係わるオーバーホールのため、その機器の構造や特性に熟知しているものでなければ、本業務の確実な履行は不可能である。下記業者は、該当機器の製造メーカーであり、本設備を熟知している。さらに、機器の整備にあたっては、製造メーカーとしての技術規定に準じて作業を行うため性能と安定性が保持される。また、当該機器の部品の多くは、専用部品として独自に製作されており、他社製品との互換性がなく、製造者又はその代理店でなければ部品の調達や施工は困難である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契 約 の 相 手 方	名 称 荏原冷熱システム株式会社 住 所 東京都大田区羽田旭町11-1
※ 契 約 年 月 日	令和 8 年 4 月 24 日
※ 契 約 金 額	49,060,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年12月31日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立学校と産官学連携コンシェルジュ業務／
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・委託、その他／
概 要	千代田区は、「今後の教育等のあり方基本構想(令和5年6月)」を策定し、子どもの健やかな育ちを支援する施策を検討してきた。令和8年度は、区立学校と産学等の連携を更に深化させ、子どもに実践的な学びの機会を提供していくとともに、教員の授業準備の負担軽減や質的向上を目指していく。さらには、こうした連携による効果を、広く区内の子どもたちへ波及させていくための取り組みを進めていく。また、これらの学校と産学等双方のニーズのマッチングや、持続可能な連携関係の構築を効果的かつ効率的に実施していく。／
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和8年度 ー (令和8年4月23日付 8千子子総発第39号 令和8年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年数 初年度ー プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 : 株式会社JTB 教育第二事業部 ー 所在地 : 東京都品川区上大崎 2-24-9 目黒 IK ビル 3 階ー
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 27 日 ー
※ 契約金額	6,199,600 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで ー
担 当 課	子ども部子ども総務課 ー
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ー

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神保町ひまわり館 冷却水処理装置 2 台更新作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物・品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	冷却水処理装置内の自動ブロー装置が経年劣化をしており、空調システムの稼働に支障をきたしているため、交換作業を行う。なお、自動ブロー装置は部品供給が終了しており、代替品がないため、冷却水処理装置ごとの交換となる。
選 定 理 由	冷却水処理装置が付随する装置等と同一業者の装置である必要があり、製作会社でないと更新ができないため、他の業者には委託できない。 このため下記業者と契約を締結する。
契約の相手方	名 称 東西化学産業株式会社 <u>東京支店</u> 住 所 神奈川県川崎市川崎区台町 7-11
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 28 日
※ 契約金額	<u>1,304,600</u> 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで
担 当 課	地域振興部神保町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	安全・安心パトロール業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、犯罪等を未然に防止し、併せて生活環境を改善することを目的に、区内の巡回パトロールを契約期間内の毎日24時間実施
選定理由	1. プロポーザル年度：令和5年度 (令和6年3月5日付5千地安生発第236号 令和6年度開始) 2. 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定要綱第8条第6号 3. 継続年数：3年 4. 評価：良好な成績のため プロポーザル方式によって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 シンテイ警備株式会社 住所 東京都中央区新富一丁目8番8号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	199,172,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	地域振興部安全生活課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段中等教育学校統合型校務支援システム保守管理支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	統合型校務支援システム安定稼働のための保守管理支援
選 定 理 由	1、プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年4月18日付6千中等シ発第12号) 2、該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4項 3、継続 3年 4、評価 良好 当該システムの構築者であり、継続3年目である。本システムの性質上、同一業者のメンテナンスが不可欠であり、設定業者以外の者が履行した場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じる恐れがある。また、不具合発生時の原因究明、故障修理など部材の交換まで一貫して行う事ができ、早期復旧の期待が出来る。 以上の理由により、業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても、下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名 称 テクマトリックス株式会社 住 所 東京都港区港南1丁目2番70号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	43,784,884 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	財産調査ワンストップサービス (PiMS) の導入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区民税・都民税の滞納に対する財産調査として、電子システムによる預貯金照会を行い、滞納整理事務の効率化を図る。✓
選 定 理 由	PiMSは行政機関の預貯金調査業務を一元的かつ効率的に行うために提供される財産調査ワンストップサービスである。 具体的に、調査先の確認や利用金融機関向け調査依頼書または調査依頼ファイルの作成等複雑化する事務手続きを自動で振り分けることで、業務の簡略化を図るものであり、これを提供している事業者は下記業者以外に存在しない。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	名 称 北日本コンピューターサービス株式会社 住 所 秋田県秋田市南通築地 15 番 32 号✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日✓
※ 契約金額	1,320,000, 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 税務課✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区広報板へのポスター掲示および除去業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区広報板の円滑な運営を図るため、広報板へのポスター掲示及び除去業務を行う。／
選 定 理 由	本件は、区内に点在する223基の広報板のポスター掲示及び除去作業を行うものである。障害者の日常生活及び社会生活を日常的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)を基本とし、障害者福祉の増進を図るため、下記事業者を契約の相手方に指定する。／
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 武蔵野会 (千代田区立障害者就労支援施設 ジョブ・サポート・プラザちよだ) 住 所 東京都八王子市旭町12-4 日本生命八王子ビル2階201
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日／
※ 契約金額	8,928,920 円(消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課／
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

618

件 名	千代田区役所本庁舎清掃等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎維持管理業務の共通仕様に含まれていない、千代田区独自（千代田図書館の休日清掃等）の清掃等業務を行う。
選 定 理 由	本庁舎のPFI事業終了に伴い、庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務、警備保安業務等の個別の業務の共通仕様にに基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。 しかし、障害者対応などの区民サービスや千代田図書館の休日開館業務は、区独自の業務となることから国との共通仕様に包含することができず、区の個別契約案件となるが、本業務を共通仕様に基づく清掃業務と統一することにより効率的かつ臨機応変な対応が可能となるほか、緊急時の迅速な対応が期待できる。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 新東美装 住 所 東京都世田谷区上用賀4-3-8
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	26,136,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

583

件 名	千代田区役所本庁舎駐車料金収入管理等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎（以下「合同庁舎」という。）の駐車料金収入管理業務並びに水道及びガス料金に係る負担按分表作成等業務を行う。
選 定 理 由	国による一般競争入札の結果、下記業者が合同庁舎の「建設設備管理業務」受託者となった。 駐車料金精算設備の管理は合同庁舎全体の設備管理の一環として当該事業者が行っており、合同庁舎全体の光熱水量（電気・ガス・水道）についても当該事業者が管理している。 こうした状況を踏まえ、本業務を当該受託者に委託することにより効率的かつ円滑な事務の執行が可能となる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 シミズ・ビルライフケア 住 所 東京都中央区京橋2-10-2 め利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,190,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立旧軽井沢少年自然の家（Ⅰ期施設）総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧軽井沢少年自然の家の施設維持管理業務を委託する。
選 定 理 由	区は、平成 25 年度から平成 27 年度まで継続して、公募型プロポーザルにより選定された下記業者に軽井沢少年自然の家（現在は用途廃止され、「旧軽井沢少年自然の家」）・メレーズ軽井沢の総合管理業務を委託している。平成 28 年の指名業者選定委員会にて下記業者の随意契約が承認され、毎年度継続可否を協議の上、継続して業務委託をしてきた。 そして、旧軽井沢少年自然の家の建物については、令和 8 年度中に解体されることとなっているが、解体されるまでは引き続き維持管理する必要がある。 そのため、解体されるまでに必要な維持管理のための総合管理業務について、これまでも迅速な対応で業務成績も良好、かつ施設所在地で本業務を行うことができるのが下記業者のみであることから、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 軽井沢フード株式会社 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢 10-8
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,092,850 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書 (二期施行)

件 名	千代田区立軽井沢少年自然の家総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立軽井沢少年自然の家の総合管理業務として、予約・運営・地域協力業務及び施設維持管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は公募型プロポーサルにより選定された下記業者により平成 25 年度から平成 27 年度まで継続して業務委託し、平成 28 年の指名業者選定委員会から毎年度継続協議を諮っており、下記業者の随意契約が承認されている。 また、施設所在地で本業務を行えるのは下記業者のみであり、下記業者は迅速な対応で業務成績評価も良好で、利用者から高評価を得ている。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 軽井沢フード株式会社 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢 10-8
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	19,840,526 円 (消費税を含む) ※ 総額印 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	例規検索システム等運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有する例規及び要綱並びに法令データを編集してデータベース化し、 Web 上で閲覧・検索ができるシステムの運営を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 30 年度 ✓ (平成 30 年 10 月 29 日付、30 千政総務第 254 号 平成 31 年度開始) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 ✓ 3 継続年数 8 年目 ✓ 4 評価 良好な業務成績 ✓ 5 更新 令和 5 年 8 月 17 日付 5 千指業選委第 7 号 指名業者選定委員会承認 業務成績は良好なため、引き続き令和 8 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 第一法規株式会社 住 所 東京都港区南青山二丁目 11 番 17 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	5,314,452 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部総務課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	e-Learning(DX コンテンツ)導入業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	DX人材育成におけるDXリテラシーの向上や、職員の新たな知識・スキルの習得を支援することを目的として、オンライン学習プラットフォーム「Udemy Business (以下「Udemy」という。)」を導入する。
選 定 理 由	本件は、個人の能力や求めているスキルに合わせて学ぶことができるオンライン動画学習サービスである。特にDX関連に特化しており、業務にDXを取り入れる力や活用する力だけでなく、これらに関連したソフトスキル等幅広く学ぶことができる。 また、下記事業者が実施しているUdemyを一般社団法人GovTech東京(以下「GovTech 東京」という。)が主導となって都内各自治体と共同調達している。共同調達に参加することで、実施コストの削減や都内各自治体と足並みをそろえDXを推進することができ、Udemyを導入している自治体とノウハウを共有しながら的確にDX人材育成を実施することができるのは下記事業者だけである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業本部 住 所 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,002,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	オンライン決済システム利用及び指定納付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	オンライン申請時に発生する支払いに対して、オンライン上で支払うことができるシステムを提供し、運用保守業務を行う。
選 定 理 由	① 導入時期 令和6年10月1日 ② 継続年数 2年 ③ 運用状況良好 本システムは、千代田区ポータルサイトでのオンライン申請に伴う支払をオンライン決済により可能とし、区民の利便性向上及び事務の効率化を図ることを目的として、令和6年度に導入したものである。令和8年度においても、引き続き安定的にサービスを提供する必要がある。 本業務は、千代田区ポータルサイトと連携した運用を前提としており、当該連携を含む運用環境を十分に把握した上で、運用保守及び障害対応を一体的に実施できることが求められる。 仮に他事業者へ変更した場合、以下のような支障が生じるおそれがある。 区民サービス提供上の支障：システム変更に伴う移行・切替期間中に、オンライン決済の停止又は利用制限が発生し、申請手続の停滞等、区民サービスに影響を及ぼすおそれがある。 業務運用上の支障：運用手順・手引き等の再整備、関係職員への再周知（操作研修を含む）、が必要となり、切替対応に伴う事務負担が増大する。 千代田区ポータルサイトとの連携における支障：千代田区ポータルサイトは現行システムとのAPI連携を前提として構築されているため、改修等を要せずシステムを変更することができない。これに伴い、改修費用の発生に加え、改修・検証期間の確保が必要となり、切替作業や検証の状況によってはオンライン決済の停止又は利用制限が生じる可能性がある等、区民サービスや業務運用に影響を及ぼすおそれがある。 障害対応上の支障：現行事業者は、システム構成、連携仕様及び運用手順を把握しており、障害発生時に原因切り分けから復旧まで

	一体的に対応できる。事業者を変更した場合、連携先を含む責任分界が複雑化し、原因特定・調整に時間を要することで、復旧対応の遅延が生じるおそれがある。 以上の理由から、本業務の契約目的を達成できる事業者は現行事業者に限られるため、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 大和ハウスフィナンシャル株式会社 住 所 大阪府大阪市中央区北浜東 4 番 33 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,277,200 円（消費税を含む） ※総予算契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

628

件 名	デジタル複合機・プリンタの複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区では、現行のデジタル複合機・プリンタの機器の既存の全体最適化を目指し更改を行った。それに係る保守含む複写等サービス業務の契約を締結する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年11月8日付 4千政IT発第171号 令和5年度開始) 2 継続年数 4年 3 評価 良好 業務成績良好なため、令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン 所在地： 東京都江東区豊洲2-2-1
※ 契約年月日	令和8年4月1日
※ 契約金額	57,101,000 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

574

件 名	マイナンバーカード交付予約システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	マイナンバーカード交付予約システムの円滑な運用および安定的な稼働維持のため、当該システムの運用保守業務を実施する。
選 定 理 由	本システムは下記業者が当区仕様にシステムをカスタマイズしており運用保守業務を実施している。本システムの運用保守業務については既設のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任が不明確になるほか、故障時の原因究明、故障修理などが困難になるなど、業務の履行が達成出来ない。 以上の理由により下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 合同会社デロイトトーマツ 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,669,548 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	リユース食器・分別ごみ容器の配送・洗浄・保管業務及びリユース食器の賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （賃貸借）
工事場所 （工事案件のみ）	
概 要	区内のお祭りや縁日などのイベントから発生するごみの減量や、ごみの散乱防止およびリサイクル意識の向上を目的として、カップ、皿、どんぶり、箸などのリユース食器・分別ごみ容器を指定の日時・場所に配送し、利用後の食器等を洗浄、保管する。 また、行事等の重複により、区保有の食器が不足する場合は、臨時にリユース食器を賃貸する機能を併せ持つ。
選 定 理 由	祭礼のように一度に大量の貸し出しが必要な規模の行事もあるため、区で扱う品目について、一定程度の在庫を有する必要がある。 下記事業者は、自社のリユース食器の配送・洗浄に加え、自社以外のリユース食器の保管業務も行っているため、必要な数のリユース食器を貸し出すことができる。 また、環境省 HP で紹介のある「リユース食器ネットワーク」に加入しており、23 区内に事業所を有することから、輸送に係る環境負荷を軽減できる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 （特非）社会資源再生協議会 住 所 東京都足立区入谷 8 丁目 10 番 29 号 株式会社トベ商事足立営業所内
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,785,057 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ワークプレイス変革に向けたオフィス整備支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区では「ワークプレイス変革」として組織変革を進めるべく、各部署の職員で構成されるワークショップの開催や全庁アンケート等をとおして、これまでの働き方・働く場の課題や今後の働き方の展望について整理し「千代田区オフィス整備ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）」としてまとめている。そこで、本業務は、令和7年度に引き続き「ペーパーレス・ペーパーストックレス」、「ワークスタイル・ワークプレイス変革」を強力に推進するため、作成したガイドラインに基づき、働く場の整備と働き方の変革までを含めた着実な実行支援を目的とする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年4月28日付7千政デ政発27号決裁、令和7年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 コクヨマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング 18階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	28,600,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

617

件 名	基幹系システムの撤去及び設定見直し業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	基幹系システムの標準化によるガバメントクラウド移行に伴い、千代田区役所マシン室内の既存配線及び機器の撤去を行うとともに、設定変更作業を行う。
選 定 理 由	下記事業者は全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、基幹系システムを含めた運用保守業務を引続き行っている。 基幹系システムの撤去及び設定見直し業務は、全庁LANシステムに変更を加えるため、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：NTT 東日本株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,807,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	客引き行為等防止パトロール業務 /
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」 (平成 26 年千代田区条例第 7 号。)に基づき、区民生活の安全安心を 確保するため、区の指定する地域を巡回・駐留警戒し、客引き行為等 をする者に対する指導及び来街者等への啓発活動を継続的に行うこ とで、安全で快適な都市千代田区の実現を図る。併せて、路上喫煙や ゴミのポイ捨て等への指導を行い、地域の生活環境の向上を図る。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度：令和 5 年度 (令和 6 年 2 月 7 日付 5 千地安生発第 217 号 令和 6 年度開始) 2 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条第 6 項 3 継続年数：3 年目 4 評価：良好 業務成績良好なため、引き続き令和 8 年度においても、下記業者を 契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シンテイ警備株式会社 住 所 東京都中央区新富一丁目 8 番 8 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	122,573,726 円 (消費税を含む) ※ 従価率他 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

635

件 名	旧千代田区公会堂巡回警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	火災等施設の異常及び不審者の侵入の予防、警戒、排除、抑制を行うための巡回警備業務
選 定 理 由	旧千代田区公会堂は、(株)千代田会館ビルディング（以下「会館」という。）との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っている。 また、建物全体に係る監視機器装置や総合防災センター及び宿直警備に従事する警備員控室等は会館内に設置されているため、警備業務については会館と一体的に実施する体制となっている。 本件業務は、会館内における区専用部分の警備業務を委託するものであるが、上述のとおり会館全体の警備業務と密接不可分である。 以上の理由から、会館警備業務を請け負っている下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 共栄セキュリティーサービス株式会社 住 所 東京都千代田区九段南一丁目6番17号 千代田会館内
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,082,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

438

件 名	九段小学校・幼稚園総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校・幼稚園の安全で良好な環境の保持及び快適な施設利用のために、施設・設備の点検、保守、運転、監視、清掃及び環境測定等の総合管理業務を行う。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改定）に基づき、令和 7 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 7 年度の業務成績評価は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き令和 8 年度に限り契約の相手方に選定する。✓
契約の相手方	名 称 株式会社 NAOX 千代田支店✓ 住 所 東京都千代田区錦町 3 丁目 2 番 2 号✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日✓
※ 契約金額	74,850,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立小中学校 ICT 学校教育システムのサポート・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	小学校・中学校における「ICT 教育システム・校務システム」をより効果的に活用していくために、現行のシステム全般を見直し、ICT 学校教育システムとして再構築する。それにより情報教育、教科指導における ICT 活用、校務の情報化を一層推進する。／
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和3年3月17日付2千子指導発第999号、令和3年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4号 3. 継続年数 6年 4. 評価 良好 上記理由により引き続き令和8年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。 なお、本件は業者選定委員会にて令和9年3月31日まで延長協議済みである。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所 在 地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	509,731,640 ※総価額は契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部指導課／
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立昌平小学校地下 2 階機械室温水ヒーター改修工事
種 類	工 事：土木・建設・ <u>設備</u> ・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区外神田 3-4-7 /
概 要	昌平童夢館の温水ヒーター 2 台が故障したため、温水ヒーター 2 台を更新する。 /
選 定 理 由	昌平童夢館に設置されている温水ヒーター 2 台が故障し、全館の給湯及び屋内プールの温水加温に使用されているものの、本来の性能を十分に発揮できない状態となっている。 この影響により、屋内プールについては令和 8 年 2 月 13 日から営業を停止した。 また、給湯は運転を継続しているものの、いつ使用ができなくなってもおかしくない極めて不透明な状態である。 この状況を早急に解消するため、迅速な対応が可能であることに加え、当該故障ヒーターのメンテナンス実績を有し、機器の特性や施設全体の状況を十分に把握している下記業者を、契約の相手方として指定する。 /
契約の相手方	名 称 株式会社前田鉄工所 東京営業部 住 所 東京都足立区千住曙町 33 番 1 号 /
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 17 日 /
※ 契約金額	29,700,000 / 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 18 日まで /
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 /

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	戸籍への氏名の振り仮名登録等業務（届出窓口・入力・コールセンター等業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍法等の改正に伴い、氏名の振り仮名の登録を行うため、「届出窓口・マイナポータル案内業務」「届書入力・スキャン業務」「コールセンター業務」等を一括して委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年12月12日付6千地総窓発第440号 令和6年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 DNP データテクノ 住 所 東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※総仕訳 契約のため、契約金額は支出限度額 18,756,204 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和8年6月30日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

483

件 名	公金に係る収納データ作成等事務業務
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	住民税等区収納金に係る収納データのデータ記録作成等を業務委託する。
選 定 理 由	本業務は、区と「千代田区の公金収納及び支払に関する業務並びに預金に取扱い等に関する契約書」に関連して行う業務であるため、相手方が1者に特定されている。このため、区収納金を取りまとめる本業務を行えるのは、以下の事業者のみである。 そのため、以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社みずほ銀行 公務オペレーション部 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,800,121 円 (消費税を含む)
※ 単価	契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	会計室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者あんしんセンター及び高齢者総合サポートセンター相談拠点の業務（神田地域）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	介護保険法第 115 条の（46）第 1 項の規定により、包括的支援事業等の業務を社会福祉法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センター及び高齢者総合サポートセンターを運営する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 5 年度 （令和 5 年 8 月 24 日 5 千保在支発第 311 号（令和 6 年度開始）） 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条第 6 号 3 継続年数 3 年目 4 評価 良好 業務成績は良好のため、令和 8 年度もプロポーザルによって選定された下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 多摩同胞会 住 所 東京都府中市武蔵台 1-10-1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	130,218,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町中学校総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町中学校の総合管理業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改定）に基づき、令和 7 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 7 年度の業務成績評価は良好なため、引き続き概ね同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社グローイングアップ 住 所 東京都千代田区三番町 28-6-305
※契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※契約金額	52,729,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

527

件 名	麴町二丁目公共施設総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	出張所・区民館・小学校・幼稚園・ストックヤード・防災備蓄倉庫・消防団倉庫で構成されている複合施設である。麴町二丁目公共施設の安全で良好な施設環境の確保と効率的な施設運用のための建物総合管理を目的とした一括管理業務を実施。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年・12 月改訂)に基づき、令和 7 年度契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 7 年度の業務成績は良好なため、令和 8 年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 光管財株式会社 千代田支店 住 所 千代田区飯田橋 2-3-1 東京フジビル 601
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	99,440,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	財務会計システムの公金収納デジタル化展開業務 ✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	地方税共同機構が提供する地方税ポータルシステム（eLTAX）の機能である地方税共通納税システムを活用した収納の仕組みを財務会計システムに導入し、地方税以外の納付プロセスの効率化・合理化および利便性の向上を図ることを目的とする改修業務を行う。✓
選 定 理 由	下記業者は、令和4年度及び令和5年度の2か年にかけて総合行政システムを構築した事業者である。本改修業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一業者以外では改修作業にてデータの欠損、不整合を発生させ、システムを安定稼働させるための保証を行うことが困難である。また、問題が発生した際の原因究明等の対処が困難になる等、業務の履行が担保できない。✓ 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	会 社 名 ジャパンシステム株式会社 ✓ 所 在 地 東京都渋谷区代々木1-22-1 ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	4,584,800 円（消費税を含む）✓
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ✓

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	三崎町中継所及び飯田橋車庫総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所及び飯田橋車庫の施設・設備の点検及び保守、清掃、環境測定等の各業務の総合維持管理を行う。✓
選 定 理 由	下記業者は平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改定)に基づき、令和7年度年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和7年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	名 称： 株式会社アクト千代田支店 住 所： 東京都千代田区内神田1-18-11 東京ロイヤルプラザ820号室✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日✓
※ 契約金額	8,677,350 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子どもの意見の政策反映推進業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、こども家庭庁の子ども・若者の意見の政策反映に係るガイドライン等を踏まえた千代田区版のガイドラインの策定をはじめ、職員に対する研修や実践の場の提供、サポートメンバー会議の運営、子ども向けワークショップの開催など、区の職員の能力向上や子どもと交流を持つ取組みを実施することで、庁内外への啓発と子どもの区政に対する興味関心の向上を図ることを目的として実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度 (令和8年3月27日付7千子子総発第581号 令和8年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1項 3. 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 住 所 京都府京都市右京区西京極西池田町9番地5 西京極駅前ビル6階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	7,491,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

420

件 名	昌平童夢館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	昌平童夢館の安全で良好な環境の保持及び快適な施設利用のために、施設・設備の点検、保守、運転、監視、清掃及び環境測定等の総合管理業務を行う。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改定）に基づき、令和 7 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 7 年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社秀光 住 所 東京都葛飾区堀切五丁目 7 番 1-409 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	109,972,434円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ちよだ成年後見センター後見事務手続モニタリング等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	ちよだ成年後見センター及び千代田区が実施する成年後見事務をはじめとする権利擁護支援事業(以下「権利擁護支援事業等」という。)について、法令その他の規定に基づき適正に処理されているか、また制度趣旨を十分に果たしているかを確認するため、モニタリング調査を実施し、その結果を評価する。
選 定 理 由	本業務は、法令等に基づいた手続きが適正に実施されているか、また権利擁護支援事業等の制度趣旨に沿った事務事業となっているかについて、ちよだ成年後見センターの業務現場においてモニタリング調査を行い、その妥当性を評価・判断するものである。 このため、専門的知見を有し、権利擁護支援事業等に精通している司法書士及び社会福祉士に本業務を委託することが適切である。 東京司法書士会には、成年後見人として活動する所属会員が多数在籍しており、その実績は高い信頼性を有している。本業務に適任と認められる司法書士の推薦を依頼したところ、東京司法書士会より、以下の事務所に所属する司法書士の推薦を受けた。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 奥西司法書士事務所 住 所 101-0032 千代田区岩本町2丁目8番10-307号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,050,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和8年8月31日まで
担 当 課	保健福祉部 福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

特命随意契約理由書

645

件 名	千代田区ミュージアム連絡会に係る運営支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区が事務局となって運営している、区内の美術館や博物館等が相互に連携し芸術文化の振興を目的とした千代田区ミュージアム連絡会について、円滑な運営を行うために必要な業務について支援を行う。
選 定 理 由	千代田区立日比谷図書文化館を含む、区内の美術館や博物館等の文化施設から構成される千代田区ミュージアム連絡会の周知や連携事業などの実施にかかわる本業務は、各館と密接に連携を図りながら実施するものである。また、本事業では千代田区立日比谷図書文化館を拠点施設として位置づけており、館内には千代田区ミュージアム連絡会に関する展示コーナーなどが設置されている。 千代田区立日比谷図書文化館を中心とした本業務の遂行のためには、千代田区立日比谷図書文化館の指定管理者として施設の運営を担い、施設特性を十分理解している下記業者による履行が不可欠である。なお、下記業者は日頃からミュージアム連絡会に参加するとともに、同館の事業として日比谷カレッジを行い、他の連絡会参加館と良好な関係を築いている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社小学館集英社プロダクション 住 所 千代田区神田神保町2-30
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,895,550 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

597.

件名	千代田区議会ホームページリニューアル及び運用業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区議会の現行ホームページを運用しながら現況を分析し、並行してリニューアルを行う。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和8年3月25日 7千区議会発第627号 令和8年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社ワンゴジュウゴ 住所 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル7階
※契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※契約金額	17,198,368 円 (消費税を含む)
※継続契約のため、契約金額は支出限度額 ※印を付す 契約期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 まで
担当課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

616

件 名	千代田区障害児ケアプラン事業運営支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害や発達に課題のある児童（以下「障害児等」という。）が地域で健やかに成長し、保護者とともに安心して暮らせるよう、児童一人ひとりの発達状況に応じたサービスをプランニングする「はばたきプラン」（以下「プラン」という。）を作成し、児童の成長と保護者の子育て不安の解消を図る。児童の情報は「子育てカルテ」として整理し、関係機関との情報共有を図り、児童の切れ目のない支援を実現する。また、児童福祉法に規定する障害児支援サービスを利用する児童には、申請時に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行う。
選 定 理 由	本事業の業務内容は、児童・保護者の状況に深く関与することから、事業者と保護者の信頼関係が必要不可欠である。子ども発達センターの運営事業者である下記業者は、保護者と信頼が築かれており、プラン作成に必要な児童の情報や相談支援のノウハウも備えている。また、個人情報管理は弁護士を雇用して規程を再整備し、職員に再研修を行う等の取り組みを強化している。さらに、事業を継続できない場合はその利用者に大きな影響があるため、令和8年度の契約を継続し、令和8年度早期に次期事業者選定の手続きをおこなうこととする。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-604
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	33,512,103 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表

特命随意契約理由書

608

件 名	千代田区地域防災計画修正等支援及び降灰対策に係る調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	・地域防災計画の修正支援 ・会議資料の作成 ・地域防災計画概要版の作成 ・降灰対策に係る調査 ・業務報告書等の作成
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度 (令和8年3月24日付7千政災危発第883号 令和8年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年度 初年度 プロポーザル方式によって選定された下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 建設技術研究所 住 所：東京都中央区日本橋浜町3-21-1 日本橋浜町Fタワー
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,917,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区町会支援プログラム事業実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	地域コミュニティの中心的な役割を担っている町会は、町会役員の高齢化、加入率の減少、活動の担い手不足等の課題が深刻化している。 これらの課題の解決に向けて、町会から困りごとなどを聴き取り、課題を可視化・分析し、コンサルティングや各分野の専門家等による複数のメニューを組み合わせたプログラム型の伴走支援を実施することで、町会活動の活性化及び町会運営の持続可能性を高める。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度（令和7年度開始） （令和7年12月16日付決裁 7千地コ総発第405号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 2年目 4 評価 良好 業務成績良好なため、令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ダイナックス都市環境研究所 （代表取締役 佐久間 信一） 住 所 東京都港区西新橋三丁目15番12号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,989,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区統合型GISの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有している区有施設や文化財の所在地をはじめとした様々な地理情報を電子化・統合化し、可視化・分析等を行うためのGIS基盤を構築することにより区内各部署の地理情報が共有され、異なる分野の関連や偏在の状況を可視化でき、これまで以上の課題発掘や的確な対応が可能となり、事業効果を高めることが見込まれる。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 29 年度 (平成 29 年 7 月 25 日付 29 千政IT発 0058 号 平成 29 年度開始、平成 30 年度運用開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 4 号 3 継続年数 8 年 4 評価 良好 5 更新 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」 承認 平成 29 年度にシステムの開発を行い、運用する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 業務成績は良好なため、令和 8 年度においても引き続き、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アジア航測株式会社本社営業部 住 所 東京都新宿区西新宿 6-14-1 新宿グリーンタワービル
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,277,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

575

件 名	千代田区包括的相談支援事業実施業務 ✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他 ✓
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者、障害者、ひとり親家庭を含む子育て世代、ひきこもり等の孤独・孤立、生活困窮等のさまざまな問題を抱える区民を包括的に支援する仕組み及び基盤づくりを通じて地域コミュニティを育成し、「地域共生社会」を実現するため、千代田区包括的相談支援事業を実施する。 ✓
選 定 理 由	複合的な課題を抱える住民等からの相談を適切に受けとめ対応するには、介護、障害、子育て、生活困窮など区の関係機関のほか、社会福祉法人、医療機関、民生・児童委員や町会などとの連絡調整が必要不可欠である。 ✓ 下記事業者は、町会福祉部やサロン活動、ボランティアに対する支援のほか、区内福祉専門職への研修等を通じて地域福祉の推進に取り組むことで、区内の関係機関や地域住民との関係を長年にわたり構築しており、本事業実施に必要なノウハウを有している。 また、令和6年度から社会福祉士等の専門職をコミュニティソーシャルワーカーとして社会福祉協議会、アキパ分室に配置している。本事業は、下記事業者がすでに実施している事業を基礎とすることによりさらなる効用が高まることが期待できる点やコミュニティソーシャルワーカーが実務者として関連して行うことを踏まえ、総合的に本事業を行えるのは、下記事業者に限られる。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 ✓ 住 所 東京都千代田区九段南一丁目6番10号 ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	88,503,464 円 (消費税を含む) ※令和8年度契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部福祉総務課 ✓
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

569

件 名	千代田区立子ども発達センター業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害や発達に課題があり支援が必要な就学前の乳幼児及び小学1年生の児童とその保護者を対象とし、発達障害児や知的障害児、肢体不自由児等の早期支援として専門的な療育指導を行い、児童の能力を最大限に伸ばすとともに保護者への子育て支援をする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年11月22日付 千子児家発579号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 5年 4. 評 価 良好 5. 更新 6千子児家発第1267号「指名業者選定委員会」了承 療育指導等の専門業務は、利用者から非常に好評である。個人情報管理は弁護士を雇用して規程を再整備し、職員に再研修を行う等の取組を強化している。また、事業を継続できない場合はその利用者に大きな影響があるため、令和8年度の契約を継続し、令和8年度早期に次期事業者選定の手続きを行うこととする。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	135,878,321 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

569

件 名	障害児支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別支援学校等に通う障害児（小学生から高校生）を対象とし、学校休業日（春・夏・冬季休業期間）に、日中活動の場を提供することを目的に、専門職による余暇活動等を含む通所指導を行うことで児童の発達を支援するとともに、あわせて保護者の介護負担の軽減を図る。また、身体障害児への理学療法士による機能訓練を実施することで身体機能の維持向上を図る。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年11月22日付 千子児家発579号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 5年 4. 評 価 良好 [5. 更新 令和7年1月16日付6千指業委第12号「指名業者選定委員会」承認] 成績は良好である。個人情報管理は弁護士を雇用して規程を再整備し、職員に再研修を行う等の取組を強化している。また、事業を継続できない場合はその利用者に大きな影響があるため、令和8年度の契約を継続し、令和8年度早期に次期事業者選定の手続きをおこなうこととする。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,877,930 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	占用総合管理システムの保守管理業務✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他✓
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	占用総合管理システムを正常に運用するため、システム保守管理業務を委託する。✓
選 定 理 由	占用総合管理システムは、平成 26 年度に下記業者が開発した情報処理システムである。システムを安定的に稼働していく上で既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、障害発生時の原因究明、故障修理など対処が困難となるなど、業務履行に著しく支障をきたす恐れがある。 以上の理由から、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヤチホ ✓ 住 所 東京都新宿区市谷本村町 3 番 22 号 ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	1,222,320 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部環境まちづくり総務課✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LAN 等運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品、委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度に再構築した全庁 LAN システム等の運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成19年度（令和4年度再構築開始） 本システムは、情報系ネットワーク、基幹業務系ネットワーク、全庁 LAN 端末、基幹業務系端末等を含む基盤となる情報処理システムである。 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 評価 良好 再構築後5年目であり、評価は良好である。既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT 東日本株式会社 東京事業部 住所：東京都港区西新橋3-22-8
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	342,680,470 円（消費税を含む） ※ 契約金額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	組織変革支援業務／
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他／
概 要	区職員の働き方が多様化する中、複雑化・高度化する区政課題や様々な区民ニーズに対応するためには、個としての資質やチームワークの向上を図るとともに、様々な施策に挑戦できる機動的な組織への変革が必要である。また、官製談合防止法違反事件等により、区民の信頼が大きく揺らいでいるため、信頼回復はもとより、事件を契機に各職員が仕事への意欲を見つめ直し、風通しが良く活気のある組織へ変革することも重要である。 本業務では、令和6年度に策定した区の「存在意義（パーパス）」の浸透に向けた令和7年度の取組みを踏まえ、より具体的な施策を実行することで、多くの職員が自律的に職務を行い組織をけん引できるよう、さらなる区の組織変革を推進する活動への包括的な支援を行う。／
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年5月26日付 7千政企画発第26号 令和7年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3. 継続年数 2年／ 4. 評価 良好／ 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 コクヨマーケティング株式会社／ 住 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号／
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日／
※ 契約金額	10,355,400／ 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部企画課／
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域振興行政の法務に関する相談及び支援業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(1) 法律全般にわたる口頭又は文書による相談・助言 (2) 法律的处理を必要とする事案の調査と分析及び対応策の提案 (3) 法律的处理を必要とする事案に関する交渉及び説明への立会い (4) 区が対外的に作成する文書に関する法律的な指導・助言 (5) 上記のほか、区が必要と認めるものについて受託者と協議のうえ決定した事項
選 定 理 由	地域振興部は地域住民の最も身近な窓口として日々の住民対応が多く、戸籍、住民記録、住民税等賦課徴収、区民館・図書館施設運営等多岐にわたる事務を担っている。日々多くの区民が来庁するため、事案発生機会も多く、法解釈が必要な事案が発生する場合がある。法令等の専門的な知識と経験が不可欠であり、複雑な法律問題や法律解釈を迅速かつ適切に解決を図ることが求められる。 当該業務では、本業務全体を統括するメインの顧問弁護士を1名配置し、当該弁護士が区に対する対応を継続的かつ一元的に行うものとするが、当該弁護士は、他の地方自治体の法律顧問を務めるとともに地方自治体での勤務経験を有するため、自治体特有の法的課題について高い専門性を有している。当部でも住民記録事務等個人情報に関わる法律相談を継続して対応しており、本区の実情や条例等も精通していることから、迅速で適切な指導・助言が可能である。以上の理由から、下記の者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 弁護士法人豊島総合法律事務所 社員 豊島國史 住 所 東京都千代田区平河町一丁目1番8号麹町市原ビル9階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,820,000 / 円(消費税を含む) ※1,820,000円 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていま

す。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

482

件 名	庁内設置用キオスク端末の保守他業務（総合窓口課、麹町、富士見、神保町、神田公園、万世橋及び和泉橋出張所分）
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	キオスク端末を常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う
選 定 理 由	本システムの運用においては、機器のメーカーである下記事業者が新データーセンターを設置し、国、区と相互にデータ通信を行う。 本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 上記理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション担当 住 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 総価額 契約のため、契約金額は支出限度額 4,139,380 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供業務 ✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内自治体が共同で運用するインターネットを利用した電子申請・電子調達サービスを利用し、区の契約のうちの一部を電子調達により実施する。✓
選 定 理 由	1. 導入年度 平成16年度 ✓ 本業務は、東京都と都内の区市町村と共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で業者選定および構築したものである。 2. 受託業者 平成16年度、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ✓ 平成19年度、東日本電信電話㈱ ✓ 平成22年度、日本電気㈱が選定され、業務を行っている。 3. 本システムは、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する現行システム運用者にしか改造、改良、保守、点検等できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本電気株式会社 ✓ 首都圏支社 住 所 東京都港区芝五丁目7番1号 NEC本社ビル
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	9,527,595 円 (消費税を含む) ✓
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ✓
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

440

件 名	特別区税電話催告業務及び滞納整理等補助業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品・委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区税収納の確保を図るとともに、納税者の便益向上を図ることを目的に、電話やSMSによる納付勧奨や特別区税滞納整理事務等のうち定型的な業務処理について委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度（令和7年度開始） （令和7年2月21日付 6千地税務発第2481号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 2年目 業務成績良好のため、令和8年度においても公募型プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 アイティフォー・ベグス 住 所 東京都千代田区一番町21番地 一番町東急ビル
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	16,156,800 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	日よけ設備の設置・保管業務（麴町保育園・神田保育園・西神田保育園・ふじみこども園・いずみこども園）✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	子ども施設に日よけ設備を設置することで、熱中症予防及び夏季の暑熱対策を実施する。✓
選 定 理 由	本業務は、令和3年度に実施した「日よけ設備設置業務」および令和5年度に実施した「日よけ設備の設置業務」において製作した日よけ設備を各園に所定の期間設置するものである。令和3年度以降下記業者が受託しており、製作した区保有の日よけ設備を保管しているため本業務を実施できる唯一の業者である。✓ 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	名 称 株式会社ロスフィー 東京支店 住 所 東京都八王子市八日町 3-1-1201 ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	11,220,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども支援課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

311

件 名	富士見出張所・区民館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見出張所・区民館の安全かつ良好な環境を保持し、快適な施設利用が行なえるよう、施設及び設備の点検・保守・運転・監視・清掃・環境測定等の業務を総合的に委託する。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 7 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 7 年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に 指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社スリー・ウッド 千代田支店 住 所 東京都千代田区内神田 1-18-11 東京ロイヤルプラザ 820 号室
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	19,024,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保護者向け連絡配信システム運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区教育委員会及び千代田区立学校園・児童福祉施設等と保護者等との連絡手段の一つとして活用するために構築したシステムについて、運用及び保守等を行う。
選 定 理 由	保護者向け連絡配信システムは、従来のシステム運用事業者によるメールテキスト配信業務終了を受け、令和2年度に①教員の働き方改革を踏まえ、保護者からの欠席・遅刻連絡機能があることや電子ファイルが添付可能なこと、②保護者の連絡手段の多様化を踏まえ、アプリによる配信が可能なこと、③従来のシステム運用時と同様の個人情報収集内容であることから、下記事業者のシステムを採用し、令和3年度から運用を行っている。 システムを構築した同一事業者以外では故障発生時の責任区分が不明確になり、原因究明・故障修理などの対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由から、下記の事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 スパイラルローキャス株式会社 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル5階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,662,100 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。